

横浜市契約規則の改正について (横浜市暴力団排除条例の施行に伴う改正)

横浜市暴力団排除条例が、先の、平成 23 年第 4 回定例会において可決され、本年 4 月 1 日から施行されることに伴い、横浜市契約規則について必要規定を追加するため改正を行います。

なお、改正に当たって、去る 1 月 20 日から 2 月 20 日まで意見公募を行いました。改正の内容についての御意見はありませんでしたので、今後、意見公募に付した内容により改正手続きを行ってまいります。

1 横浜市暴力団排除条例の施行に伴う横浜市契約規則の改正概要

次の規定を追加します。

- (1) 契約を締結しようとする相手方が、横浜市暴力団排除条例に定める暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等、暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者又は神奈川県暴力団排除条例において禁止されている暴力団員等への利益供与を行った者（以下「排除対象者」という。）であることが判明した場合に、当該相手方と契約を締結しないこと。（第 32 条第 2 項）
- (2) 契約を締結している相手方が排除対象者であることが判明した場合に当該契約を解除すること。（第 44 条第 1 項）

2 改正規則の施行日

平成 24 年 4 月 1 日

3 横浜市暴力団排除条例の施行に伴うその他の措置

横浜市一般競争入札参加停止及び指名停止等措置要綱を改正し、排除対象者を入札に参加させないように、一般競争入札参加の停止や指名停止の措置を行います。

新旧対照表

現行	改正案
<p>○横浜市契約規則</p> <p>(契約の締結の手続)</p> <p>第 32 条 (第 1 項省略)</p> <p>2 市長は、契約の相手方が、前項に規定する契約手続を怠ったときは、その者と契約を締結しないことができる。</p> <p>(契約の解除等)</p> <p>第 44 条 市長は、契約の相手方が次の各号の一に該当するときは、契約の全部または一部を解除することができる。</p> <p>(1) 履行期限までに契約を履行せず、または履行の見込みがないと認められるとき。</p> <p>(2) 契約の相手方としての資格を欠くこととなったとき。</p> <p>(3) 前 2 号に定めるもののほか、契約の相手方、その代理人、支配人その他の使用人が法令もしくはこの規則または契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。</p> <p>(4) 経営状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。</p> <p>(5) 第 46 条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。 (第 2 項省略)</p>	<p>○横浜市契約規則</p> <p>(契約の締結の手続)</p> <p>第 32 条 (第 1 項省略)</p> <p>2 市長は、<u>前項に規定する者が次のいずれかに該当するときは</u>、その者と契約を締結しないことができる。</p> <p>(1) <u>前項に規定する契約手続を怠ったとき。</u></p> <p>(2) <u>神奈川県警察本部長からの通知又は回答により、次に掲げる者であることが判明したとき。</u></p> <p><u>ア 横浜市暴力団排除条例(平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 4 号に規定する暴力団員等、同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者</u></p> <p><u>イ 神奈川県暴力団排除条例(平成 22 年神奈川県条例第 75 号)第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反している事実がある者</u></p> <p>(契約の解除等)</p> <p>第 44 条 市長は、契約の相手方が次の各号の一に該当するときは、契約の全部または一部を解除することができる。</p> <p>(1) 履行期限までに契約を履行せず、または履行の見込みがないと認められるとき。</p> <p>(2) <u>神奈川県警察本部長からの通知又は回答により、第 32 条第 2 項第 2 号ア又はイに掲げる者であることが判明したとき。</u></p> <p>(3) 契約の相手方としての資格を欠くこととなったとき。</p> <p>(4) <u>前 3 号に定めるもののほか、契約の相手方、その代理人、支配人その他の使用人が法令若しくはこの規則又は契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。</u></p> <p>(5) 経営状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。</p> <p>(6) 第 46 条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。 (第 2 項省略)</p>

趣旨

安全で安心な市民生活を確保するためには、社会全体で足並みをそろえて暴力団を排除する必要があります。4月1日に施行された「神奈川県暴力団排除条例」の規定は、地方自治法の規定により、市町村が行う契約や給付金の交付事務等には及んでいません。

上記に加えて、本市の暴力団情勢などを総合的に判断し、条例を制定しようとするものです。

条例の概要

○目的（第1条）

暴力団排除に関する施策の総合的な推進を図り、安全で安心して暮らすことができる社会の実現に資することを目的とする。

○定義（第2条）

「暴力団」、「暴力団員」、「暴力団員等」、「暴力団経営支配法人等」等を定義する。

○基本理念（第3条）

暴力団排除は、暴力団を恐れず、協力しない、利用しないことを旨として、市、市民、事業者等が相互に連携、協力して推進されなければならない。

○市の責務（第4条）

市は、基本理念にのっとり、暴力団排除に関する総合的な施策を策定、実施する責務を有する。

○市民及び事業者の役割（第5条）

市民等は、基本理念にのっとり、暴力団排除に積極的な役割を果たすよう努める。

○職員等への不当な要求に対する措置（第6条）

市は、職員や指定管理者が暴力団員等による不当な要求に適切な対応をするために必要な措置を講ずる。

○契約に関する事務における暴力団排除（第7条）

市は、当該事務が暴力団の活動を助長等することのないようにするための必要な措置を講ずる。

○給付金の交付等における暴力団排除（第8条）

市は、当該事務が暴力団の活動を助長等することのないようにするための必要な措置を講ずる。

○公の施設の管理における暴力団排除（第9条）

暴力団等に公の施設の管理をさせることを禁止、並びに同施設の利用が暴力団の利益にならないよう利用の許可等をせず、又は当該許可等の取消しをすることができる旨を規定する。

○市民及び事業者に対する支援（第10条）

市は、市民等が暴力団排除に積極的な役割を果たすことができるよう、情報の提供その他の必要な支援を行う。

○広報及び啓発（第11条）

市は、市民等が暴力団排除に関する理解を深めるため、広報・啓発を行う。

○国及び他の地方公共団体との連携（第12条）

市は、国等と連携を図り、暴力団排除の効果的な推進に努める。

○委任（第13条）

条例の施行に関し必要な事項は、市長等が定める。

条例制定の効果

社会全体で暴力団排除対策を推進する機運が一層高まり、もって安全・安心な市民生活が確保されることとなります。

関係条文

(1) 横浜市暴力団排除条例 第7条

市は、公共工事の発注その他契約に関する事務（次条に規定する事業に関する事務を除く。）の執行により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう、暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人その他の団体にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものをいう。）の市が実施する入札への参加の制限その他の必要な措置を講ずるものとする。

(2) 神奈川県暴力団排除条例 第23条

事業者は、その事業に関し、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 暴力団の威力を利用する目的で、金銭、物品その他の財産上の利益を供与すること。
- (2) 暴力団の威力を利用したことに関し、金銭、物品その他の財産上の利益を供与すること。

2 事業者は、その事業に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に対して出資し、又は融資すること。
- (2) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等から出資又は融資を受けること。
- (3) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に、その事業の全部又は一部を委託し、又は請け負わせること。
- (4) 暴力団事務所の用に供されることが明らかな建築物の建築を請け負うこと。
- (5) 正当な理由なく現に暴力団事務所の用に供されている建築物（現に暴力団事務所の用に供されている部分に限る。）の増築、改築又は修繕を請け負うこと。
- (6) 儀式その他の暴力団の威力を示すための行事の用に供され、又は供されるおそれがあることを知りながら当該行事を行う場所を提供すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に対して金銭、物品その他の財産上の利益を供与すること。